

質問及び回答一覧

件名 札幌市中央卸売市場で使用する電力

No.	質 問	回 答
1	電気供給仕様書および契約書(案)に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。電気供給仕様書につきましても、契約書(案)に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。	契約書及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定めることとしております。【仕様書 2 (8) ②】【契約書(案) 第21条第 2 項】 契約書の変更や、変更した仕様書の合綴はできません。
2	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	札幌市は受注者から計量結果の通知を受けたあと10日以内に検査を行い(契約書第9条)、受注者は検査の合格をもって電気料金の請求をすることができ、札幌市はこの請求から30日以内に電気料金を支払います(契約書第11条)。このため、支払義務発生日を指定することはできません。また、契約書の変更はできません。
3	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	延滞利息は、電気料金から消費税等相当額と再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた遅延利息の率を乗じて算定します(契約書第11条第7項)。なお、回答日現在の利息は年3.0%です。 このため、ご質問の利息に応じることはできず、契約書の変更はできません。
4	契約書(案)第11条7項に、「(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)」と記載がございしますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書(案)を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。	契約書の変更や削除はできません。
5	契約電力の超過金について、弊社の供給条件では、「契約超過電力に料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。	超過金の金額は協議して決めることとしております。また、契約書の変更はできません。【契約書(案) 第7条第2項】
6	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますがいよろしいでしょうか。	一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定等により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができることとしております。【契約書(案) 第12条】
7	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	納付書(請求書)払いになります。 また、出納取扱金融機関は北海道銀行です。
8	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	入札結果につきましては、落札後10日以内に入札を公示した札幌市中央卸売市場のWebサイト及び契約公報にて公表いたします。 その際に公表される主な内容は、案件名、開札日、入札金額(総額のみ)及び入札者名となります。
9	「電力供給誓約書」及び「接続供給契約に関する証明書」につきまして、入札書とは別で先に郵送することは可能でしょうか。	可能です。
10	予備線の契約電力につきまして、常時と同じ「1,500kw」という認識でお間違いないでしょうか。	間違いありません。